

医 本 第 177 号
令和 6 年 3 月 21 日

県 医 師 会 長 様
郡 市 医 師 会 長 様

新潟県医療調整本部長

令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症対応の変更点等について（通知）

日頃、本県の感染症対策行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の 5 類移行に係る目指す医療提供体制の実現に向けて、多くの医療関係者の方々等から御尽力頂いており、改めて感謝申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和 6 年 3 月 5 日付け厚生労働省事務連絡。（以下、「国事務連絡」という。））において、令和 6 年 3 月末をもって、通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、令和 6 年 4 月以降、通常の医療提供体制とする取扱いが示されたところで

す。
つきましては、国事務連絡に示された考え方や、令和 6 年 3 月 21 日に開催した「第 4 回新潟県 COVID-19 対策本部会議」での決定等を踏まえ、本県の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制等について、下記のとおりお示しさせていただきますので、貴会管轄の医療機関に周知していただきますようお願いいたします。

また、詳細については、別添の国事務連絡を御参照ください。

記

1 外来・入院医療体制について

- これまで、県では 5 類移行後の目指す医療提供体制 A 「全ての医療機関において、コロナ感染（疑い含む）を理由に入院や外来受診を断ることなく対応」をお示しし、幅広い医療機関から御協力いただくことで、目指す医療提供体制に向けて、着実に移行が進められてきました。
- 令和 6 年 4 月以降は、幅広い医療機関で患者を受け入れる通常の医療提供体制に完全移行しますので、下記に御留意いただくとともに、引き続き目指す医療提供体制 A を念頭に、御対応をお願いします。

（1）外来医療体制

- 通常の医療提供体制への完全移行に伴い、外来対応医療機関の指定・公表の仕組みは、令和 6 年 3 月末で終了します。
- 同日をもって、「外来対応医療機関登録（変更）届出書」の受付を終了し、県ホームページに公開中の外来対応医療機関の一覧を削除します。

- ・なお、改正感染症法に基づく医療措置協定の締結が未了の外來対応医療機関におかれましては、次の感染症危機においても、感染症発生の初期段階から、より迅速に、より効果的に「オール新潟」による対応を行えるよう、積極的に協定締結の御検討をお願いします。

(2) 入院医療体制

- ・通常の医療提供体制への完全移行に伴い、経過措置として一部継続していた確保病床については、令和6年3月末で終了します。
- ・全ての病院（一部有床診療所を含む）におかれましては、令和6年4月以降も、医療圏域毎に実施した臨時協議会等での検討内容等も参考に、引き続き、入院患者の受け入れをお願いします。
- ・なお、三次相当の医療機能を有する病院は限られていることから、三次相当の医療機能を有する病院からの転院受入についても、積極的に検討いただくようお願いいたします。
- ・また、病床確保料の廃止に伴い、新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業についても、令和6年3月末をもって終了します。
- ・その他、療養病床の特例（特別入院基本料の算定）等の新型コロナウイルス感染症に関する各種特例措置についても、基本的には令和6年3月末で終了となる見込みです。国から詳細が示された場合は、別途お知らせします。

2 患者の入院先の決定等について

- ・これまで、県では5類移行後の目指す医療提供体制B「外來等において、適切に患者を治療かつトリアージでき、原則、医療機関間で入院調整」をお示しし、幅広い医療機関から御協力いただくことで、目指す医療提供体制に向けて、着実に移行が進められてきました。
- ・令和6年4月以降は、医療機関間で入院調整を行う通常の医療提供体制に完全移行しますので、下記に御留意いただくとともに、引き続き目指す医療提供体制Bを念頭に、御対応をお願いします。

(1) 入院調整

- ・過渡期支援（セーフティーネット）として設置していたPCC（新潟県患者受入調整センター）は、令和6年3月末で終了します。
- ・患者の入院先の決定については、引き続き、令和5年9月15日付けの通知において全県共有した連絡調整先（臨時協議会等成果物）や、G-MISの地域病床見える化機能も参考に、医療機関間で患者の病状等と各病院等の区分に応じた適切な療養先への入院調整を行っていただくようお願いいたします。

(2) 医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力等

- ・G-MISの地域病床見える化機能については、空床情報を医療機関間で共有できる情報基盤として引き続き活用するため、病院及び有床診療所においては、令

和6年4月以降も、日次調査の下記項目について、引き続き入力の御協力をお願いします。

＜新型コロナウイルス感染患者の入退院状況＞

- ・入院中の新型コロナウイルス感染症患者数
- ・うち中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）
- ・重症患者用病床に入院中の患者数

＜空床状況＞

- ・新型コロナウイルス感染症患者受入可能病床数
- ・うち重症患者受入可能病床数
- ・回復後患者受入可能病床数

- ・なお、G-MISの日次調査（病院及び有床診療所における上記項目を除く）及び週次調査については、令和6年3月末で終了します。

3 高齢者施設等における対応について

- ・高齢者施設等（以下「施設等」）に対しては、「高齢者施設等において、適切に患者を療養かつトリアージでき、原則、協力医療機関との入院調整」を県の目指す医療提供体制Cとしてお示しし、施設等の代表者と協議を重ねた結果を踏まえ説明会の開催や依頼文の発出、事例を通して個別に指導を行うなどの対応を繰り返してまいりました。
- ・この度、施設等に対して、令和6年3月21日付け感薬第1377号、高齢第1975号課長連名通知「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症罹患者等の入退院調整及び恒常的な感染対策の取組について(通知)」により、改めて対応をお願いしたところですが、医療機関におかれても、下記のとおり御指導、御対応をお願いします。

(1) 平時からの対応

- ・施設等は、平時から感染症予防対策の徹底が重要なことから、平時から職員に対する研修や訓練等が必要です。
- ・貴院において、感染症に係る研修会等を開催する際には、必要に応じて施設等へもお声がけいただくほか、施設等から研修等の依頼があった場合には、御対応いただきますようお願いいたします。

(2) 患者発生時の対応

- ・施設等に対しては、引き続き施設内療養を基本としたうえで、入院の必要性など適切にトリアージを行うこと、また、救急搬送が必要な場合も考慮し、あらかじめ搬送先の病院を決めておくことなどをお願いしているところです。
- ・施設等の嘱託医や協力医療機関、入居者等のかかりつけ医におかれましては、施設等から相談があった場合には、施設内の感染拡大防止策に御助言いただく

とともに、トリアージを行うほか入院先の選定への助言など御対応いただきますようお願いいたします。

4 オンライン診療について

- ・令和6年3月末をもって「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省事務連絡）が廃止されます。
- ・今後も引き続き、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月30日付け厚生労働省医政局長通知の別紙）に沿ったオンライン診療の実施をお願いします。

5 患者等に対する公費負担の取扱いについて

- ・新型コロナウイルス治療薬の薬剤費及び入院医療費の自己負担等にかかる公費支援は、本県においても国の考え方にあわせ、令和6年3月末で終了します。
- ・医療費等の公費支援は特例措置として継続されてきたものであり、その財源である「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」についても令和6年3月末で終了することから、各医療機関におかれては、これまでの公費支援の対象となる費用は、できる限り速やかに、審査支払機関に請求するようお願いいたします。

6 相談窓口について

- ・新潟県新型コロナ健康相談センターは、令和6年3月末で終了します。
- ・発熱等で診察依頼のあった患者には、これまでと同様に御高診をお願いします。
- ・なお、県民に対しては、夜間・休日すぐに医療機関を受診すべきか判断に迷ったときには、救急医療電話相談（#7119・#8000）やAI救急相談アプリ等の活用を周知しております。

7 罹患後症状について

- ・罹患後症状は、各症状において、一般の医療のなかで対処できるものが少なくなく、また心不全や脳炎などの他の疾患による症状を見逃さないためにも、罹患後症状を呈する者がまずはおかかりつけ医や近隣の医療機関の先生方にスムーズに繋がることが大切ですので、今後も引き続き、御高診いただきますようお願いいたします。
- ・また、貴院を受診し、更なる原因精査や治療が必要と判断された場合等には、必要に応じて「新潟県における新型コロナウイルス罹患後症状への対応及び情報共有会の開催等について（通知）」（令和4年6月17日付け医本第85号）の内容も参考に、専門的な医療機関へ紹介受診させるようお願いいたします。

8 ワクチン接種について

- ・特例臨時接種は令和6年3月末で終了します。令和6年4月以降は予防接種法に基づく定期接種として実施されることから、国の制度や県事業での取扱いは他の

定期接種と同様となります。

- ・ただし、県が整備した「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する相談・診療体制」は継続します。具体的な内容は、「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する『専門的な医療機関』について」（令和6年3月18日付け感薬第1344号）を御参照ください。
- ・接種の実施時期、ワクチンの確保方法、費用など個別接種の委託に係る取扱い等については、所在地市町村からの情報を御確認ください。

（令和6年3月末までの担当）

新潟県医療調整本部

担当：医療提供体制・検査チーム

025-256-8748

調査・療養チーム

025-280-5353

ワクチン接種グループ

025-256-8447

E-mail : honbu3@pref.niigata.lg.jp

（令和6年4月以降の担当）

感染症対策・薬務課

担当：感染症対策班

025-256-8748

E-mail : honbu3@pref.niigata.lg.jp